

注釈 銃砲刀剣類所持等取締法 [第3版]

元警察庁生活安全局長 辻 義之 監修
九州管区警察局長 大塚 尚 著

■ A5判 ■ 上製 ■ 680頁

定価 5,500 円 (本体5,000 円+税10%)

ISBN978-4-8037-4352-4 C3032

本書のポイント

令和3年改正等を反映した7年振りの改訂!

クロスボウを所持規制の対象とした令和3年改正を始めとして、下位法令、罰則、関係法令の改正を反映。平成28年以降の裁判例を多数追加した。

銃刀法逐条解説の決定版! 銃刀法行政に携わる警察官必読の基本書。

実務に定着している解釈をできる限り尊重し、多数の裁判例、下位法令、関係法令も含めて詳しく解説した、唯一の実務的銃刀法コンメンタール。警察職員はもちろん、射撃・狩猟関係者や法曹関係者にも役立つ。

内容見本

図1 クロスボウの全長及び全幅の定義

クロスボウの全長とは、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さをいう(同備考7)。

クロスボウの全幅とは、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さをいう(同備考8)。

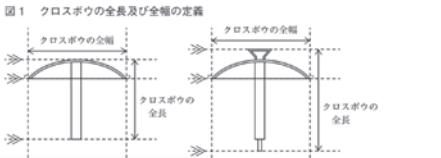


図2 クロスボウの全長の測定位置

メジャーが矢を装備する部分とおむね平行になるよう測定すること(ゆる替え弓)を付け替えて使用することがある。この場合、これら2つの部分の長さの合計が全長となる。

第9条の3の2 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができる。

判例索引付き!

判例索引

大審院、最高裁判所

大判昭8・5・17刑集12・579	381
最判昭23・4・17刑集2・4・399	38
最判昭23・6・11刑集3・7・968/司研19	16
最判昭23・9・21刑集2・10・1213	57, 60
最判昭23・10・21刑集2・11・1360	70
最判昭23・12・4刑集2・13・1685	63



第9条の3の2 クロスボウ射撃指導員 317

ウを所持する必要がある。また、射撃の適正及び射撃に伴う危害の防止を期するためには、一定の知識、技能等を有する指導者に指導を行わせる必要がある。そこで本条は、一定の資格を有する指導者をクロスボウ射撃指導員として指定することとした。

2(4) クロスボウ射撃指導員の指定を受けた者は、危害防止に必要な措置が講じられているものとして内閣府令で定められた場所において、射撃指導を行うために、指導を受ける者が所持するクロスボウを所持することができる(法31条の2)。

同号は、当該クロスボウ射撃指導員と特定の関係にある射撃場に限り、内閣府令で定められた場所であればそのすべてに適用される。また、クロスボウ射撃指導員の指定を行った公安委員会の管轄に属する場所に限り適用される。

(2) 法3条1項4号の2による所持は、射撃指導のため必要な最小限の範囲内で行わなければならない。また、射撃指導の際、必要があれば指導を受ける者のクロスボウを発射することもできる。

(3) クロスボウ射撃指導員は、許可の更新等の際に必要となるクロスボウ講習会を受ける必要がない(法5の2第3号)。

3 クロスボウ射撃指導員の指定の

その概要は次のとおりである。

(1) 20歳以上の者であること

目次裏面参照 ▶▶▶

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (所持の禁止)
- 第3条の2
- 第3条の3
- 第3条の4 (輸入の禁止)
- 第3条の5
- 第3条の6
- 第3条の7 (譲渡し等の禁止)
- 第3条の8
- 第3条の9
- 第3条の10 (譲受け等の禁止)
- 第3条の11
- 第3条の12
- 第3条の13 (発射の禁止)

第2章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

- 第4条 (許可)
- 第4条の2 (許可の申請)
- 第4条の3 (認知機能検査)
- 第4条の4 (確認及び番号又は記号の打刻)
- 第5条 (許可の基準)
- 第5条の2 (猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)
- 第5条の3 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)
- 第5条の3の2 (クロスボウの取扱いに関する講習会)
- 第5条の4 (技能検定)
- 第5条の5 (猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習)
- 第6条 (国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)
- 第7条 (許可証)
- 第7条の2 (猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の有効期間)
- 第7条の3 (猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新)
- 第8条 (許可の失効、許可証の返納及び仮領置)
- 第8条の2
- 第9条
- 第9条の2 (指定射撃場の指定等)
- 第9条の3 (猟銃等射撃指導員)

- 第9条の3の2 (クロスボウ射撃指導員)
- 第9条の4 (教習射撃場の指定等)
- 第9条の5 (射撃教習)
- 第9条の6 (教習用備付け銃)
- 第9条の7 (教習用備付け銃の管理)
- 第9条の8 (教習射撃場の指定の解除等と教習用備付け銃の仮領置)
- 第9条の9 (練習射撃場の指定等)
- 第9条の10 (射撃練習)
- 第9条の11 (練習用備付け銃)
- 第9条の12 (練習射撃場の指定の解除等と練習用備付け銃の仮領置)
- 第9条の13 (年少射撃資格の認定)
- 第9条の14 (年少射撃資格の認定のための講習会)
- 第9条の15 (年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納)
- 第9条の16 (クロスボウ射撃資格の認定)
- 第10条 (所持の態様についての制限)
- 第10条の2 (射撃技能の維持向上)
- 第10条の3 (銃砲等の構造及び機能の維持)
- 第10条の4 (銃砲等及び実包等の保管)
- 第10条の5
- 第10条の5の2 (帳簿)
- 第10条の6 (報告徴収、立入検査等)
- 第10条の7 (消音器等の所持の制限)
- 第10条の8 (猟銃又は空気銃の保管の委託)
- 第10条の8の2 (クロスボウの保管の委託)
- 第10条の9 (指示)
- 第11条 (許可の取消し及び仮領置)
- 第11条の2
- 第11条の3 (年少射撃資格の認定の取消し)
- 第12条 (聴聞の方法の特例)
- 第12条の2 (行政手続法の適用除外)
- 第12条の3 (報告徴収等)
- 第13条 (検査)
- 第13条の2 (公務所等への照会)
- 第13条の3 (調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管)
- 第13条の4 (都道府県公安委員会の間の連絡)

第3章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認

- 第14条 (登録)
- 第15条 (登録証)

- 第16条 (登録証の返納)
- 第17条 (登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等)
- 第18条
- 第18条の2 (刀剣類の製作の承認)
- 第19条 削除
- 第20条 削除
- 第21条 (所持の態様についての制限)

第4章 雑則

- 第21条の2 (譲渡の制限)
- 第21条の3 (準空気銃の所持の禁止)
- 第22条 (刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)
- 第22条の2 (模造拳銃の所持の禁止)
- 第22条の3 (販売目的の模擬銃器の所持の禁止)
- 第22条の4 (模造刀剣類の携帯の禁止)
- 第23条 (発見及び拾得の届出)
- 第23条の2 (事故届)
- 第24条 (許可証、年少射撃資格認定証及び登録証の携帯等)
- 第24条の2 (銃砲刀剣類等の一時保管等)
- 第25条 (本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の仮領置)
- 第26条 (授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)
- 第27条 (提出を命じた銃砲等又は刀剣類の売却等)
- 第27条の2 (報告徴収及び立入検査)
- 第27条の3 (警察官等による拳銃等の譲受け等)
- 第28条 (記録票の作成等)
- 第28条の2 (猟銃安全指導委員)
- 第29条 (都道府県公安委員会に対する申出)
- 第29条の2 (審査請求の制限)
- 第30条 (権限の委任)
- 第30条の2 (経過措置)
- 第30条の3 (内閣府令への委任)

第5章 罰則

- 第31条 (中略)
- 第37条
- 資料1 銃砲刀剣類所持等取締法の改正の沿革
- 資料2 令和3年改正法案に対する附帯決議
- 資料3 令和3年改正法の附則
- 判例索引

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 注釈 銃砲刀剣類所持等取締法〔第3版〕

合計 _____ 部

ご所属名	_____ 庁	_____ 道府県
	(署・隊・課)	

ご担当者名 _____ (TEL: _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) <https://tachibanashobo.co.jp>